

神戸市療育センター
令和元年度 事業概要
(平成30年度 実績報告)

神戸市こども家庭局

総合療育センター・東部療育センター・西部療育センター

目 次

I 事業概要

[1] 基本理念	1
[2] 所在地・建物概要	1
[3] 沿革	5
[4] 組織・職員数	6
1. 組織	6
2. 職員数	6
[5] センターの機能	7
1. 概要	7
2. 診療所	8
(1) 診療体制	8
(2) 相談～診療の流れ	9
(3) 診察	10
(4) 検査	10
(5) セラピー(障害児リハビリテーション)	10
(6) 療育支援	11
3. 障害児相談支援事業	12
4. 児童発達支援センター	13
(1) 機能	13
(2) 沿革	13
(3) まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園	14
(4) あけぼの学園	17
5. 障害児等療育支援事業	20
(1) グループ療育	20
(2) 親子教室	20
6. 視覚障害児支援教室	21

II 平成 30 年度実績報告

[1] 総合療育センター	23
1. 診療所	23
(1) 診察件数	23
(2) 心理検査件数	23
(3) 医学的検査件数	23
(4) セラピー件数	23

(5)相談(処理)件数	23
(6)新規患者の状況	24
2. グループ療育	25
(1)実施状況	25
(2)参加児童の年齢構成	25
3. 視力障害児支援教室	25
(1)実施状況	25
(2)支援対象児童の年齢構成	25
4. 障害児相談支援事業	25
5. まるやま学園	26
(1)在籍児童の状況	26
(2)卒園児童の進路	28
(3)主な行事の実施状況	29
(4)保育所等訪問支援の実施状況	29
6. あけぼの学園	30
(1)在籍児童の状況	30
(2)卒園児童の進路	30
(3)主な行事の実施状況	31
7. 実習生・ボランティアの受入れ	32
(1)実習生の受入れ状況	32
(2)ボランティアの支援状況	33
[2]東部療育センター	35
1. 診療所	35
(1)診察件数	35
(2)心理検査件数	35
(3)セラピー件数	35
(4)相談(処理)件数	35
(5)新規患者の状況	35
2. 障害児相談支援事業	36
3. ひまわり学園	37
(1)在籍児童の状況	37
(2)卒園児童の進路	39
(3)主な行事の実施状況	39
(4)保育所等訪問支援の実施状況	40
(5)親子教室の実施状況	40
4. 実習生・ボランティアの受入れ	40

(1)実習生の受入れ状況	40
(2)ボランティアの支援状況	40
[3]西部療育センター	41
1. 診療所	41
(1)診察件数	41
(2)心理検査件数	41
(3)セラピー件数	41
(4)相談(処理)件数	41
(5)新規患者の状況	41
2. 障害児相談支援事業	42
3. のばら学園	43
(1)在籍児童の状況	43
(2)卒園児童の進路	45
(3)主な行事の実施状況	45
(4)親子教室の実施状況	46
4. 実習生・ボランティアの受入れ	46
(1)実習生の受入れ状況	46
(2)ボランティアの支援状況	46

III 参考資料

[1] 神戸市療育センター条例	47
[2] 神戸市療育センター条例施行規則	51

I . 事業概要

[1]基本理念

神戸市では、身近な地域で子どもの障害や発達の特性に応じた支援を行うため、「療育体制の再構築」
として市内3ヶ所に療育センターを整備し、障害児支援の充実に取り組んでいます。

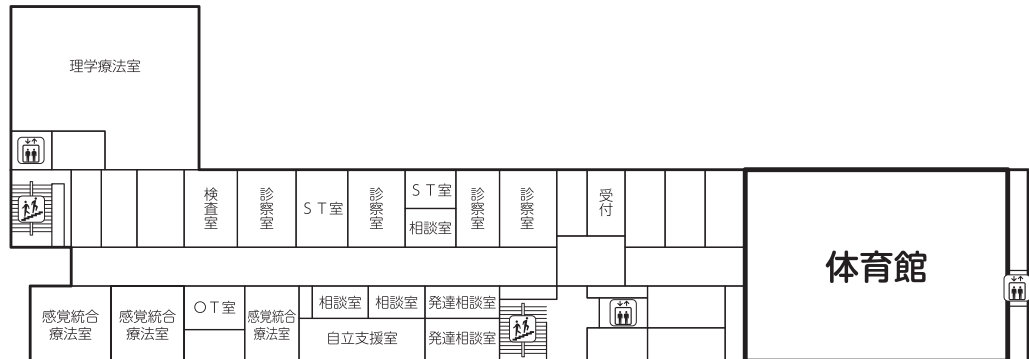
これら3つの療育センターがそれぞれ関係機関とも連携しながら、子どもの障害の早期発見・早期療育
の実現を目指します。

[2]所在地・建物概要

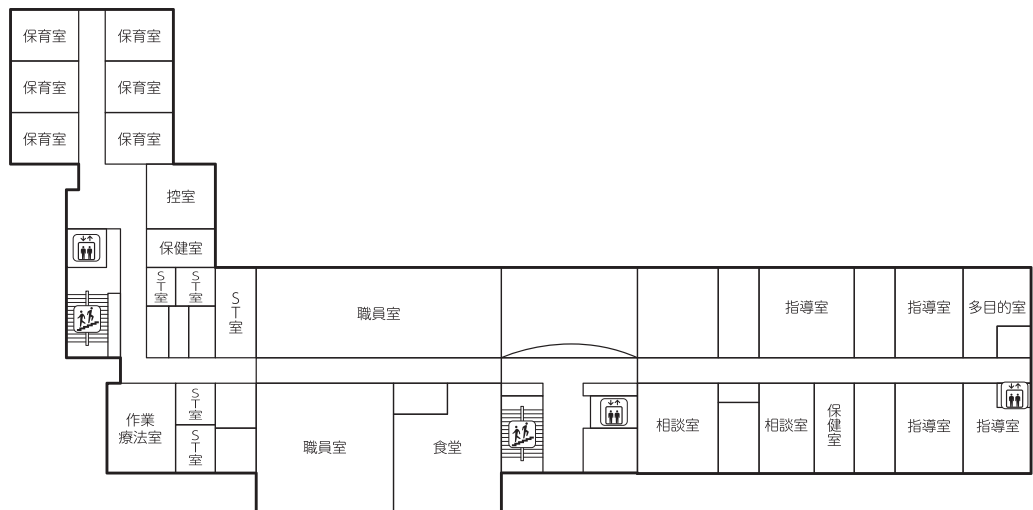
名称	項目	内容
総合療育センター [平成11年4月開設]	所在地	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号
	電話番号	[代表(診療所等含む)]078-646-5291 [あけぼの学園]078-646-5295 [まるやま学園]078-646-5293(知的・発達クラス)・5294(肢体クラス)・5297(難聴児クラス)
	規模	鉄筋コンクリート3階 延床面積:7,874 m ²
	設置施設	①診療所:神戸市総合療育センター診療所 [診療科目]小児神経科、小児整形外科、耳鼻咽喉科、精神神経科 ②障害児相談支援事業所:神戸市総合療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立まるやま学園 [定員]92名(未就学児対象) [対象]知的・発達障害児、肢体不自由児、難聴児 ④児童発達支援センター:神戸市立あけぼの学園 [定員]40名(15~17歳児対象) [対象]知的・発達障害児
東部療育センター [平成30年4月開設]	所在地	神戸市東灘区本山南町8丁目3番4号
	電話番号	078-451-7550(診療所)・7551(ひまわり学園)・7552(相談支援事業所)
	規模	鉄筋コンクリート3階 延床面積:2,954 m ²
	設置施設	①診療所:神戸市東部療育センター診療所 [診療科目]小児科、小児整形外科 ②障害児相談支援事業所:神戸市東部療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立ひまわり学園 [定員]42名(未就学児対象) [対象]知的・発達障害児、肢体不自由児
西部療育センター [平成27年4月開設]	所在地	神戸市垂水区高丸8丁目11番14号
	電話番号	078-708-0572(診療所)・0575(のぼら学園)・0573(相談支援事業所)
	規模	鉄筋コンクリート3階 延床面積:2,550 m ²
	設置施設	①診療所:神戸市西部療育センター診療所 [診療科目]小児科、小児整形外科 ②障害児相談支援事業所:神戸市西部療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立のぼら学園 [定員]72名(未就学児対象) [対象]知的・発達障害児、肢体不自由児

総合療育センター建物配置図

[3階]



[2階]

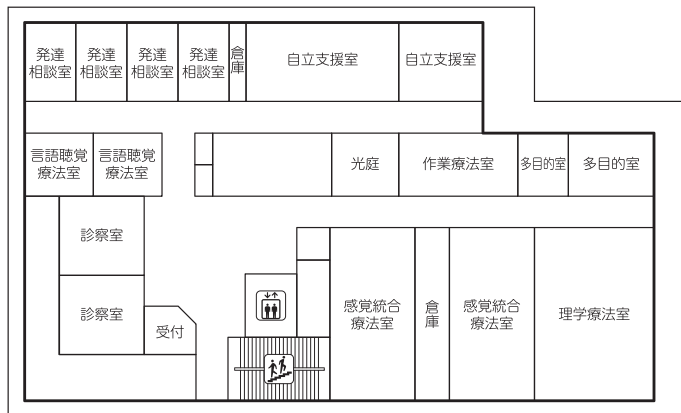


[1階]

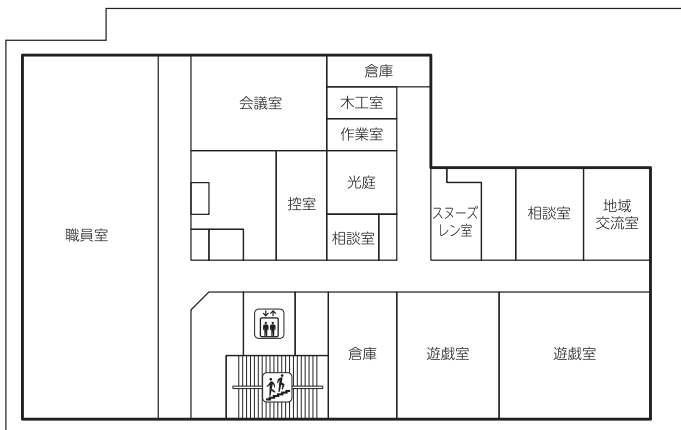


東部療育センター建物配置図

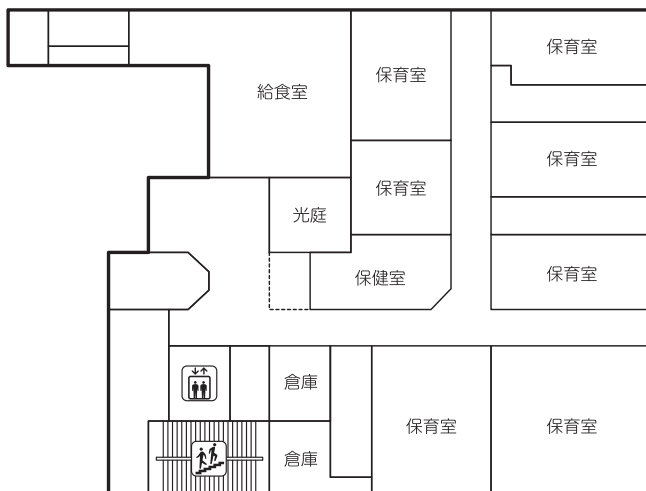
[3階]



[2階]

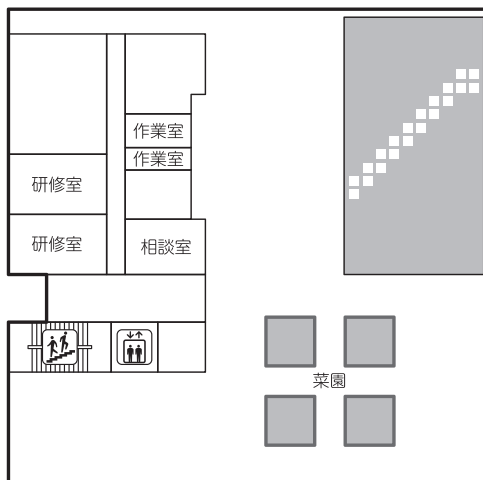


[1階]



西部療育センター建物配置図

〔3階〕



〔2階〕



〔1階〕

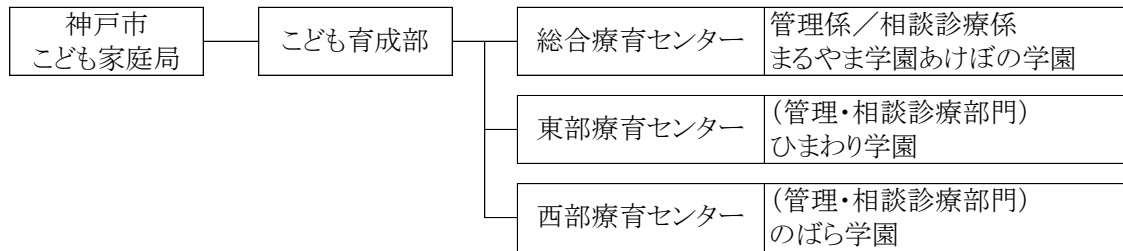


[3]沿革

年 月	内 容
昭和 34 年 5 月	丸山学園(知的障害児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 42 年 5 月	あけぼの学園(知的障害児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 43 年 11 月	ひまわり学園(知的障害児通園施設)開設【灘区鶴甲】
昭和 45 年 5 月	たまも園(精神薄弱者通所授産施設)開所
昭和 46 年 5 月	あじさい学園(肢体不自由児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 48 年 7 月	のぼら学園(知的障害児通園施設)開設【垂水区大町】
昭和 52 年 7 月	神戸市立心身障害福祉センター開設【兵庫区水木通】 同施設内に、くすのき学園(肢体不自由児通園施設)、ひばり学園(難聴幼児通園施設)を開設
平成 11 年 4 月	総合療育センター開設【長田区丸山町】 同施設内に診療所を新設、丸山学園、あじさい学園、あけぼの学園、たまも園を移転設置
平成 24 年 4 月	児童福祉法の改正に伴い、丸山学園、ひまわり学園、のぼら学園、あけぼの学園、ひばり学園を児童発達支援センター(福祉型)へ、あじさい学園、くすのき学園を医療型児童発達支援センターへ移行
〃	「たまも園」を障害者自立支援法に基づく生活介護サービス事業へ移行
平成 25 年 4 月	あけぼの学園において放課後等デイサービス事業開始
平成 27 年 4 月	西部療育センター開設【垂水区高丸】 同施設内に診療所を新設、のぼら学園を移転設置(くすのき学園の機能を一部移転)して、知的・発達障害児クラスに加えて肢体不自由児クラスを新設
〃	総合療育センター、西部療育センター、ひまわり学園において障害児相談支援事業開始
〃	「たまも園」の運営を「社会福祉法人くすのき会」へ移管(長田区細田町へ移転)
平成 28 年 4 月	総合療育センター内の「丸山学園」を「まるやま学園」に名称変更し、知的・発達クラスに加えて、肢体不自由児クラス及び難聴児クラスを新設(あじさい学園、くすのき学園、ひばり学園の機能を統合し、当該3園は閉園)
〃	まるやま学園、あけぼの学園、ひまわり学園、のぼら学園において保育所等訪問支援事業開始
平成 30 年 4 月	東部療育センター開設【東灘区本山南町】 同施設内に診療所を新設、ひまわり学園を移転設置(まるやま学園の機能を一部移転)して、知的・発達障害児クラスに加えて肢体不自由児クラスを新設

[4]組織・職員数

1. 組織(令和元年4月1日現在)



2. 職員数(令和元年5月1日現在)

※勤務する実人数

		総合療育センター		東部療育センター		西部療育センター	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
所長		1	—	1	—	1	—
診療所長(医師)		1	—	1	—	1	—
管理部門	管理係長(担当課長)	1	—	—	—	—	—
	事務担当者	2	—	1	—	1	—
	管理栄養士	2	—	—	—	—	—
	調理士・調理員	6	3	3	1	3	2
	バス運転手	5	—	1	—	1	—
	管理員	—	—	—	—	1	—
相談・診療部門	相談診療係長(担当課長)	1	—	—	—	—	—
	相談診療担当係長	1	—	1	—	1	—
	相談支援員	4	—	2	—	3	—
	医師※診療所長を除く	1	10	—	13	—	10
	看護師	1	4	1	2	1	2
	心理判定員	2	2	—	2	—	2
	理学療法士	3	6	2	2	3	2
	作業療法士	2	8	—	8	—	9
	言語聴覚士	4	5	1	4	1	5
	臨床検査技師	—	1	—	—	—	—
	事務補助職員	—	2	—	1	—	1
医事会計担当者	—	4	—	3	—	3	
児童発達支援センター	園長(担当課長・係長)	3	—	1	—	1	—
	保育士	29	7	12	5	16	5
	児童指導員	7	—	2	—	5	1
	看護師	6	1	2	1	3	—
	通園バス添乗員	—	5	—	4	—	5
合計		82	58	31	46	42	47

[5]療育センターの機能

1. 概要

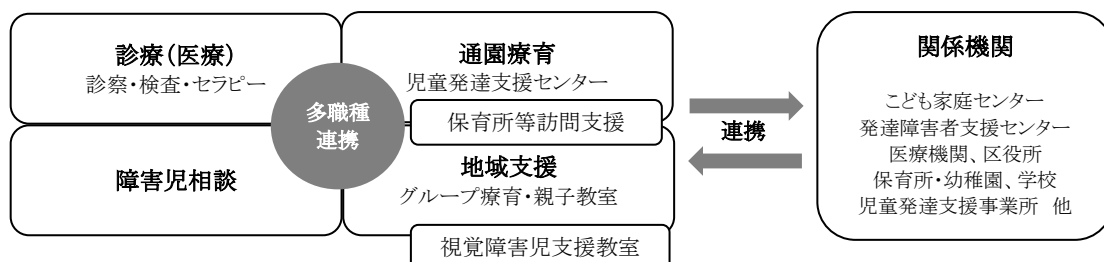
各療育センターには、障害児の診察・訓練を行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。また、各療育センターにおける地域支援として、グループ療育や親子教室等も実施しています。

神戸市では、各療育センターごとに対象区域を設定しており、利用される方の居住区によってそれぞれ利用できる療育センターは異なります。

【各療育センター内の施設・対象区域】

名称	機能	医療機関・事業所名 (診療科・対象児童)	対象区域
総合療育センター	診療所	神戸市総合療育センター診療所 (小児神経科・小児整形外科・耳鼻咽喉科・精神神経科)	神戸市内全域 ※東部・西部療育センターに同機能がある場合は、中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区が対象
	児童発達支援センター	神戸市立まるやま学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児、難聴児)	
		神戸市立あけぼの学園 (高校生年齢の知的・発達障害児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市総合療育センター (まるやま学園・あけぼの学園の通園児童等)	
東部療育センター	診療所	神戸市東部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	東灘区・灘区
	児童発達支援センター	神戸市立ひまわり学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市東部療育センター (ひまわり学園の通園児童等)	
西部療育センター	診療所	神戸市西部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	垂水区・西区
	児童発達支援センター	神戸市立のぼら学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市西部療育センター (のぼら学園の通園児童等)	

【療育センターの機能】



2. 診療所の機能

(1)診療体制

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児、18歳未満の肢体不自由児及び小学校就学前の難聴児(*)を対象として、専門の医師による診察、心理判定員による発達検査、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるセラピー(障害児リハビリテーション)及びケースワーカーによる相談を行っています。

* 難聴児の診療は総合療育センターのみ

【診察予定(令和元年4月1日現在)】

※診察時間は月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00～17:00 ※夏季休業期間あり(8月中旬の週間程度)

〔総合療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科
	精神神経科 (第1・3週)	耳鼻咽喉科 (第1・3週)	—	—	—
午後 13:00～17:00	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科
	脳波検査	脳波検査	—	小児整形外科	脳波検査

〔東部療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	—	—	—
午後 13:00～17:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	小児整形外科	—	—

〔西部療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	—	—	—
午後 13:00～17:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	小児整形外科 (第2・3・4・5週)	—	—

(2)相談～診療の流れ

①診療予約

療育センターの診療は全て予約制です。利用を希望される方から各療育センターの診療所へお電話をいただき、ケースワーカーとの面接、医師による診察等の予約を行います。

②ケースワーカーによる面接

対象児童の生育歴や発達状態を詳しく把握するために、事前に問診票に記載いただいたうえで、ケースワーカーによる面接を行います。

③発達相談員(心理判定員)による心理検査

対象児童の発達段階や特性を心理学的に評価するために、発達相談員による心理検査(発達検査・知能検査等)を実施します。

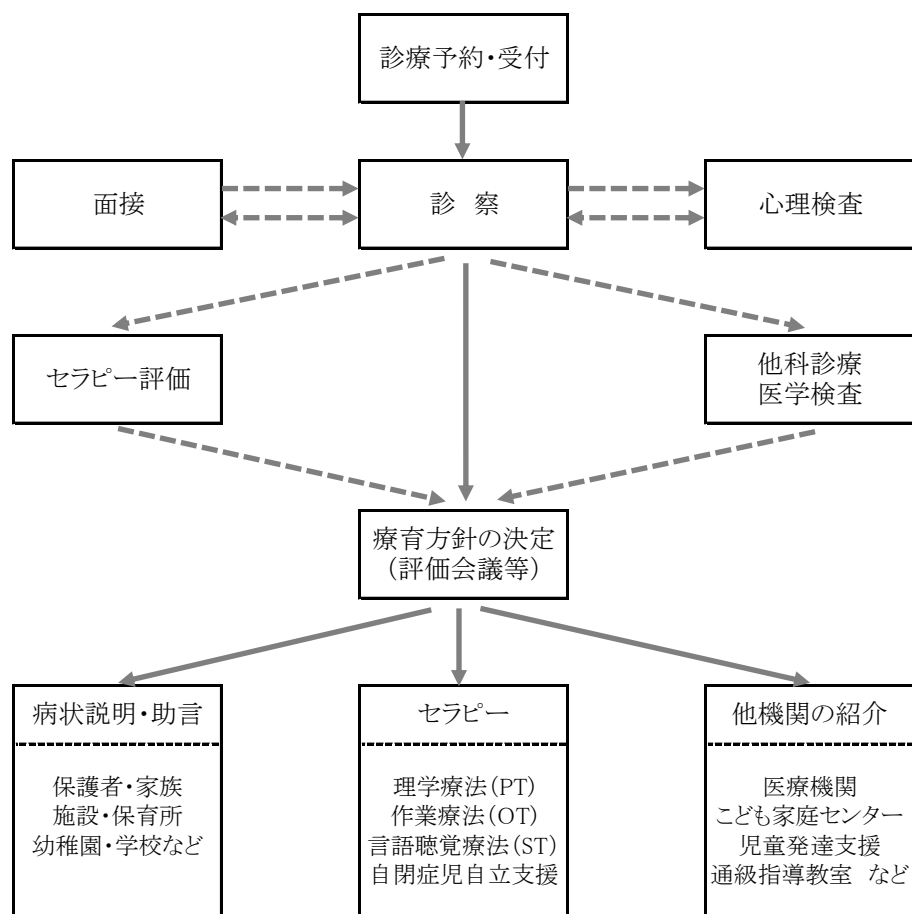
④医師による診察

②・③の結果をもとに、専門医師による診察(小児科または小児神経科)を行い、診療方針を決定します。必要に応じて、他科の診察や医学検査、他機関への紹介を行います。

⑤セラピーの実施

医師が必要と判断した場合は、専門資格を有する療法士による理学療法(PT)、作業療法(OT)、言語聴覚療法(ST)、自閉症児自立支援プログラム等のセラピー(リハビリテーション)を行います。

【相談～診療の流れのイメージ】



(3)診察

※〔 〕内は当該診療科のある療育センターを表示

①小児神経科〔総合〕・小児科〔東部・西部〕

子どもの発達が気になる保護者からの相談や、他の医療機関その他関係機関からの紹介等により、子どもの発達・障害に関する診断を行っています。医師による診察、ケースワーカーによる面接、発達相談員(心理判定員)による心理検査の結果等を総合的に判断し、その子どもの状況に応じたセラピーや療育等につなげています。

②小児整形外科〔総合・東部・西部〕

脳性麻痺その他の疾病等により運動機能に障害がある肢体不自由児を対象に、補装具や日常生活用具の作製にかかる診断を行っています。また、身体の状態や運動機能等について診察したり、保護者からの相談に応じています。

③耳鼻咽喉科〔総合〕

子どもの言葉の遅れや聴こえに不安のある保護者からの相談や、他の医療機関等からの紹介により、主に聴力について心配がある子どもの診療を行い、補聴器や人工内耳、また、セラピーや療育についての相談に応じています。

④精神神経科〔総合〕

発達障害等に併存する症状や二次障害による症状が見られる子どもについて、精神医学に基づく診断や、子どもの養育上の助言や投薬を行っています。

(4)検査

※〔 〕内は当該検査を実施している療育センターを表示

①医学的検査〔総合〕

脳波検査、ABR(聴性脳幹反応)の他、障害の原因となる疾病等の確認のために、染色体検査等の特殊な項目も含めた血液検査などを実施しています。

なお、レントゲン検査やCT、MRI等については、他の医療機関へ検査を依頼しています。

②心理検査〔総合・東部・西部〕

心理学的に子どもの発達段階や特性を評価して発達援助につなげるために、心理検査(発達検査・知能検査等)を実施しています。主な検査としては、新版K式発達検査 2001、WISC-IV、津守式乳幼児精神発達検査、KIDSなどがあり、これらの心理検査や行動観察の結果に基づいて、保護者に対して子どもとのかかわり方等についての助言を行っています。

(5)セラピー(障害児リハビリテーション)

①理学療法(PT)

理学療法士が、脳性麻痺その他の疾病等により身体障害や運動発達の遅れがある子どもに対して、身体の使い方の練習や変形予防を目的とした支援をしています。また、補装具や日常生活用具の作製・修理などの相談に応じ、生活動作の改善や助言を行っています。

②作業療法(OT)

作業療法士が、遊びを中心とした様々な活動を通じて、食事・排泄・着替え等の日常生活に必要な基本動作や社会参加能力を向上させるための支援を行っています。また、遊具等を用いて必要な感覚刺激を与える感覚統合療法なども実施しています。

③言語聴覚療法(ST)

言語聴覚士が、言葉の発達・発音やコミュニケーション、食べ物の咀嚼・嚥下などが困難な子どもに対して、それらの能力を向上させるための支援を行っています。また、耳鼻咽喉科及び児童発達支援センターの難聴児クラスのある総合療育センターにおいては、聴力検査や補聴器のフィッティングを行い、聴覚を活用するための支援をしています。

④自閉症児自立支援プログラム

言語聴覚士等が、自閉症スペクトラム等の特徴を持つ子どもやその保護者に対して、コミュニケーション能力の向上や学習の基礎づくり等のためのソーシャルスキルトレーニングを行っています。子どもの特性に応じて、言語聴覚士等と子どもが1対1で行う個別支援及び子ども4人程度で行う集団支援(集団コミュニケーション療法)があります。

(6)療育支援

療育センター診療所のセラピスト(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)等が、同施設内の児童発達支援センターへ出向き、通園児童の遊び・着替え・給食等の療育に関わり、それぞれの専門分野にかかる助言や指導を行っています。

また、児童発達支援センターが実施する保育所等訪問支援事業にも関わり、必要に応じて子どもが所属する保育所・幼稚園、学校等を訪問して支援を行います。

3. 障害児相談支援事業

各療育センターでは、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所として、主に療育センター内の児童発達支援センターを利用する子どもの障害児支援利用計画を作成するほか、身近な地域の相談窓口として、子どもの発達相談や子育て相談に応じています。

(1)障害児支援利用計画等の作成

児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)の利用にあたっては、給付申請時に障害児支援利用計画案を、給付決定後に障害児支援利用計画を、給付決定を行う窓口へ提出する必要があります。

療育センターの障害児相談支援事業所では、障害児相談支援専門員(診療所のケースワーカーが兼務)が、まるやま学園・あけぼの学園(総合療育センター)、ひまわり学園(東部療育センター)、のぼら学園(西部療育センター)を利用する子どもの障害児支援利用計画等を作成し、給付決定を行うことも家庭センターとの連絡調整等を行っています。

計画の作成にあたっては、障害児相談支援専門員が対象となる子どもの心身や生活の状況等をアセスメントやモニタリングを通じて把握し、保護者と相談しながら、適切なサービス利用につなげています。また、まるやま学園、あけぼの学園、のぼら学園、ひまわり学園をはじめ、対象となる子どもの支援関係機関とも適切な情報共有を行い、連携して支援を行っています。

(2)子どもの発達や障害に関する相談対応

障害児相談支援専門員(ケースワーカー)は、子どもの発達の障害に関する相談について、療育センター内の診療所・児童発達支援センターの利用以外にも、市内の障害児通所支援事業所や区役所、保育所・幼稚園・学校等での障害児支援事業の情報提供を行ったり、保護者の子育ての不安に対する助言などを行っています。

4. 児童発達支援センター

(1)機能

児童発達支援センターは、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練(同法第6条の2の2第2項)」等を行う障害児通所支援事業所であり、同法第43条が規定する児童福祉施設です。

児童発達支援センターを利用するには、対象となる子どもの保護者が障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受ける必要があり、その後、保護者と児童発達支援センターが利用契約を結びます。

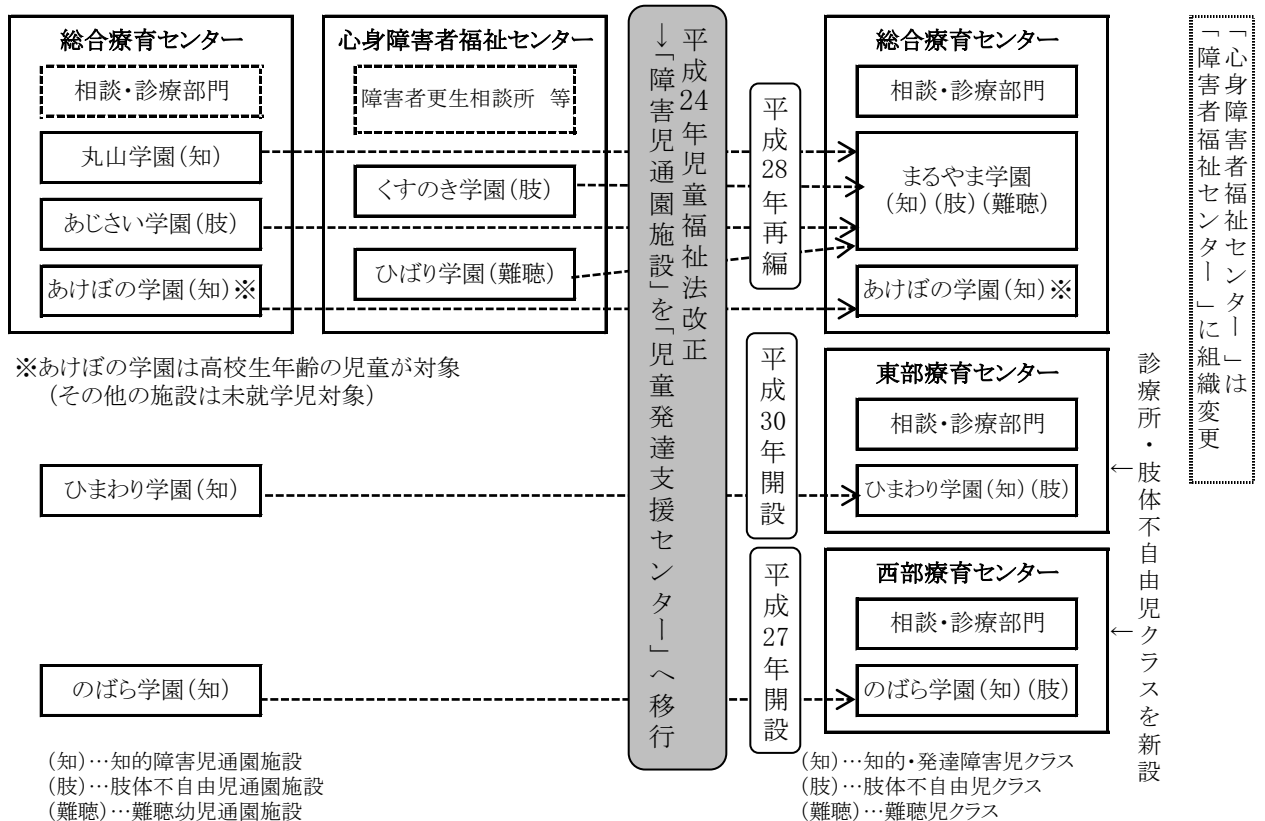
各児童発達支援センターにおいては、障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画に沿って、一人ひとりの子どものアセスメントを行い、個別支援計画を作成して、これに基づく支援を行います。

(2)沿革

平成24年の児童福祉法改正により障害児施設・事業が一元化され、従来の「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」等の区別もなくなったことに伴い、神戸市においてもこれらの施設が児童発達支援センターに移行しました。

現在は、小学校就学前の子どもを対象とする「まるやま学園(総合療育センター)」「ひまわり学園(東部療育センター)」「のぼら学園(西部療育センター)」及び高校生年齢を対象とする「あけぼの学園(総合療育センター)」を各療育センター内に設置しています。

【療育体制の再構築(障害児通園施設の再編)】



(3)まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園

①施設の概要

まるやま学園(総合療育センター)、ひまわり学園(東部療育センター)、のぼら学園(西部療育センター)では、小学校入学前の子どもを対象に、通園による集団生活を通じて、自主的に生活する力や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるように支援しています。

また、各センターにおいて通園バスによる園児の送迎を行っています。

【定員・設置クラス・対象年齢】※○のあるクラスを設置

クラス	対象年齢	通園形式	まるやま 学園	ひまわり 学園	のぼら 学園
知的・発達障害児クラス	概ね3歳児～5歳児	単独通園	○	○	○
肢体不自由児クラス	0歳児～5歳児	親子通園	○	○	○
難聴児クラス	0歳児～5歳児	親子通園	○	—	—
定員			92名	42名	72名

②運営方針

- (i)一人ひとりの子どもの状況を理解し、豊かな発達を促すよう支援します。
- (ii)一人ひとりの子どもの活動状況、発達段階、日常生活などを十分把握し、他職種の連携によって療育を実施します。
- (iii)毎日の生活リズムを整え、子どもが発達する基本である健康な体づくりに取り組みます。
- (iv)子どもと家族が、家庭や地域の中でともに生活していくための支援をします。

③1日の標準的なスケジュール(日課)

知的・発達障害児クラス		肢体不自由児クラス		難聴児クラス	
10:00	登園 身辺整理・自由遊び	10:00	登園・健康チェック 身辺整理	9:40	登園 身辺整理 補聴器・内耳チェック
10:40	片付け・体操	10:15	乾布摩擦 自由遊び	10:10	体操・朝のつどい クラス療育
11:00	朝のつどい 設定保育	11:00	朝のつどい 設定保育(親子分離)	11:50	給食
11:45	給食準備・給食	11:50	給食	12:45	自由あそび (親子分離)
12:35	自由遊び	13:00	設定保育 (親子分離)	14:00	降園
13:30	身辺整理・室内遊び 帰りのつどい	13:50	帰りのつどい		
14:15	降園	14:15	降園		

※肢体不自由児クラスのスケジュールは3歳以上のクラスの例

④クラスごとの支援内容(特色)

知的・発達障害児クラス (単独通園)	年齢別ではない複数のクラスを設定し、クラス別または大小のグループに分かれた活動等を通じて、体の動かし方や運動感覚、周囲とのコミュニケーション、豊かな感性などが身につけられるように支援します。
肢体不自由児クラス (親子通園)	0～2歳児(乳児)、3～5歳児(幼児)でクラスを分けて、幼児のクラスでは親子分離の時間を設けています。自発的な活動が難しい子どもができる限り体を動かせるようなプログラムを取り入れています。
難聴児クラス (親子通園)	補聴器・人工内耳を装用した「きこえ」や言葉の発達、親子や友達同士のコミュニケーションや社会性の発達を支援し、「伝えられる力」「伝えられる心」「伝えあう関係づくり」を育てます。

※単独通園…子どものみが通園 ※親子通園…子どもと保護者がともに通園

⑤主な年間行事 ※学園やクラスによって実施時期や内容は若干異なります。

4月	はじまりの会	10月	運動会／遠足
5月	家庭訪問	11月	
6月	日曜参観	12月	クリスマス会
7月		1月	
8月	公開療育／夏季休園(1週間程度)	2月	
9月		3月	卒園式／お別れ会

⑥セラピストによる療育支援(チーム療育)

療育センターのセラピスト(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)等が、それぞれの専門性を活かし、保育士・児童指導員等と連携して、各クラスの子どもに対する支援をしています。遊び・着替え・給食・排泄等の場面で、それぞれの子どもの心身の状況に応じた環境設定や関わり方などについての助言や指導を行います。

⑦保護者支援

子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解を徹底するため、定期的に個別懇談を実施するほか、連絡帳の活用や日々のやり取りなどにより、子どもの日々の様子や課題等について、保護者との共有に努めています。

また、保護者からの子育ての悩み等の相談には随時応じ必要な助言などを行うとともに、保護者向け研修の実施や保護者会の活動支援などを行っています。

⑧就学・就園の支援、地域の保育所・幼稚園等との交流

保護者に対して、小学校・特別支援学校・保育所・幼稚等の情報提供のための進路説明会を実施したり、オープンスクールの案内等を行うほか、保護者や学校等の関係者との個別の進路相談などを実施しています。

また、各センターの近隣の保育所・幼稚園・小学校等との交流事業を実施し、それぞれに所属する子ども同士がともに遊び、ふれあうことでお互いを理解する機会を設けています。

⑨地域との交流

各センターの近隣の住民の方に、運動会等の行事に出席いただいたり、日常の療育において園児が散歩する際の付添いのボランティアなどをしていただいています。

⑩給食の提供

子どもが楽しく食べることができて、必要な栄養量を摂取できるように、いろいろな食材を活用した季節感のある献立を作成し、子どもの食べる機能に応じた形態の食事(普通食、軟らか食、ペースト食、ミキサー食等)を提供しています。また、食物アレルギーのある子どもに対しては、主治医の指導に基づいて、必要に応じて除去食を提供しています。

⑪健康管理・保健指導

看護師を中心に、子どもの日々の健康状況を適切に把握するとともに、定期的に嘱託医による健康診断(小児科、耳鼻科、眼科、歯科)を実施しています。また、望ましい生活習慣や感染症予防等のための指導を行ったり、子どもの障害や疾病の状況に応じた日々の支援、ケガや急病時の対応、医療的ケアなどを行っています。

⑫保育所等訪問支援事業

(i)概要

まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園では、平成28年度より、在園中または卒園した子どもを対象に、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業を実施しています。

保育所等訪問支援事業は、障害のある子どもが保育所・幼稚園・学校等の施設で過ごす場合に、その施設を保育士やセラピスト等の支援員が訪問し、障害のある子どもがその施設での集団生活に適應するための専門的な支援等を行うものです。

保育所等訪問支援を利用するには、児童発達支援と同様に、対象となる子どもの保護者が障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受ける必要があります。その後、保護者と保育所等訪問支援事業所が利用契約を結びます。

(ii)運営方針

ア 子どもが集団生活に適應することができるよう、子どもの心身の状況及び適性に応じ、自主的に生活する力や基本的な生活習慣、社会性がはぐくまれるよう、適切かつ効果的な支援をします。

イ 子どもや家族が、家庭や地域の中でともに生活するための支援をします。

ウ 関係機関との連携の中で支援の充実を図ります。

(iii)支援内容

支援対象となる子どもの心身の状況や支援ニーズを把握するとともに、訪問先となる施設とも十分な連絡調整を行ったうえで、児童発達支援管理責任者が作成した保育所等訪問支援計画に基づき、訪問先の施設での支援(子どもへの直接支援及びその施設の職員への助言等の間接支援)を行っています。

(4)あけぼの学園

①施設の概要

あけぼの学園(定員 40 名)では、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を行い、中学校を卒業した15歳～18歳の知的・発達障害児童を対象に、主に作業訓練や生活訓練を通じて将来の自立や社会参加に向けた支援をしています。

当学園では、定時制・通信制の高校に通学しながら通園することができるため、約7割の児童が両方に通っています。また、在籍しながらアルバイト就労することも可能です。

②支援内容

日常生活の支援	あいさつ、時間の管理、コミュニケーション能力の向上、体力づくり
就労のための支援	作業訓練(紙袋づくり、木工製品の製作、スーツケースの解体、療育センター内実習等) 企業・障害福祉サービス事業所等への実習、企業見学会、職業評価、職業安定所との連携等就職に必要な知識及び技術の修得
健康管理の支援	身体測定、生活習慣病健診及びその他の健康診断、保健指導
その他の支援	給食、社会見学旅行、スポーツ大会・行事への参加等

③1日の標準的なスケジュール(日課)

時間帯	内容
8:55～9:15	登園 / 着替え
9:15～10:10	班・全体朝礼 / トレーニング(体操・ランニング)
10:10～12:00	作業(学習)
12:00～13:00	給食(昼休み)
13:00～14:55	作業(清掃)
15:00～15:15	班・全体終礼 / 着替え / 降園

※毎月2回(水曜日)は早帰り(13:40に降園)

④主な年間行事

4月	入園式	10月	秋の特別歩行訓練
5月	家庭訪問/個別面談/陸上競技大会	11月	学園祭・同園会/ロードレース大会
6月		12月	調理実習/ジョイフルコンサート
7月	日曜参観/卒園生保護者の話を聞く会	1月	ひっぱりリーグ
8月	社会見学旅行/企業見学会	2月	地域交流会/個別面談
9月	個別面談/フットサル大会	3月	卒園式

⑤班編成

1～3年生までをほぼ均等に縦割りし、3つの生活班を編成しています。

生活班では、有意義な園生活が送れるように、朝終礼の中で一日の予定の把握や振り返り、連絡事項の伝達や確認、園外行事や清掃の役割分担など、さまざまな活動を行っています。

生活班には、生活全般の指導・保護者対応・進路指導など、あらゆる場面で各班の園生への指導の中心的役割を担う担当職員を2名ずつ配置して支援を行っています。

⑥作業訓練

あけぼの学園のプログラムの中心である作業訓練として、以下の3種類の作業に取り組んでいます。園生はすべての作業を経験することができます。

(i)紙工作業

直接印刷業者から材料を預かり、1枚の紙から、線にそって折る・のりをつけて貼り合わせる・折り目をつけて折りこむ・マチを作る・底部分を貼り合わせるなど、約14種類の工程を分業して紙袋を仕上げています。

作業を通じて、清潔さや品質を保つこと、決められた枚数を納期までに納品すること等の意識も身につけられるように支援しています。

(ii)木工作業

電動糸のこを使って木を切る、やすりで磨く、色を塗る等の工程により、さまざまな動物の組み木やパズル、カレンダー、ポストカード等の木製品を作製し、バザー等で販売しています。作業は安全第一で行いながら、必要な技術を園生が身につけられるように指導しており、製品の質や販売数の向上が園生の意欲の向上につながっています。

(iii)解体作業

カバン修理を専門とする企業から廃棄されるスーツケースを預かり、部品を指定された方法で解体し、金属やプラスチックなどの素材ごとに分別・納品しています。作業を通じて、工具の使い方や部品の分別方法等を学ぶとともに、園生の体力や集中力・持続力、責任感等の向上につながるように支援しています。

⑦卒園後の進路決定に向けた支援

将来の就労に向けて、上記の3種類の通常作業の延長として、療育センター内でのバス洗車・食器洗浄などの作業体験実習、一般企業での体験実習を実施するとともに、外部機関での職業能力評価による適正診断、企業見学会なども行っています。その上で、早期の就労を希望する園生には、履歴書の書き方やビジネスマナーの学習、面接練習、ハローワークなどを活用した求職活動支援を実施しています。

一方で、卒園後の進路として就労訓練の継続や福祉的就労等の成人向け障害福祉サービス事業所利用を希望する園生には、希望する事業所での体験実習や利用手続の支援を行っています。また、保護者に対する進路説明会を開催し、進路決定までの流れや進路選択等についての情報提供を行っています。

進路選択に当たっては、上記のような実習の体験をもとに、園生本人・保護者と職員とで相談を重ねながら、園生本人・保護者の希望を尊重して決定できるよう配慮しています。

⑧給食の提供

園生が食べることの楽しさや大切さを知り、将来に渡って健康な体を保つことができるように、栄養バランスや味付け等に配慮し、旬の食材や家庭で不足しがちな食材を積極的に使用した献立や行事食などの給食を提供しています。園生は、給食を通じて食事マナーを身につけるとともに、食べ物や食事をつくる人への感謝の気持ちを学びます。

⑨健康管理・保健指導

看護師を中心に、園生の日々の健康状態を適切に把握し、職員間で連携を図り、作業が安全に実施できるよう支援しています。また、定期的な身体測定や生活習慣病健診その他の健康診断を実施するとともに、必要に応じて性教育など、園生の年齢や状況に応じた保健指導も行っています。さらに、保健便り等を通して、熱中症予防や望ましい生活習慣、感染症予防に必要な知識を学ぶ機会を提供し、健康に関心を持ってもらうよう働きかけています。

⑩入園希望者の受け入れ

市内各中学校に定期的に学園の様子を伝えたり、教員向け・生徒保護者向けに学園の見学会を実施しています。見学会以外にも、希望があれば随時見学を受け入れています。

また入園希望者に対しては、学園の生活を実際に体験できる機会(中学3年生以上が対象、3日間の日程で園生と同じ日課を体験)も設けています。

5. 障害児等療育支援事業(地域支援事業)

障害児療育支援事業とは、障害児等の地域における生活を支えるために、自治体等が無償で療育指導や療育相談等を行うこととされているものであり、総合療育センターでは「グループ療育」を、まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園では「親子教室」を実施しています。

※利用に際して児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請・決定、費用負担等はありません。

(1)グループ療育(総合療育センター)

保育所や幼稚園、児童発達支援センター等の集団に参加する前の時期の子どもと保護者を対象に、保育士や言語聴覚士等のスタッフによる療育支援を行います。子どもの発達段階や障害の状況により、曜日ごとに、課題別のグループ(1グループにつき8～10組程度)を編成し、それぞれの課題に応じたプログラムや保護者教室を実施しています。

実施期間は半年間で、前期(5月～9月)と後期(10月～3月)にそれぞれグループごとに18回程度のプログラムを実施していますが、子どもの状況等によっては1年間の参加も可能です。

グループ名	支援内容
チューリップ (月)	幼稚園・保育所等への通園・通所に向けて、集団での活動に慣れ、自分のしたいことを相手に言葉で伝えられること等をねらいとした支援を行います。
たんぽぽ (火)	主に自閉・多動の傾向がある子どもを対象に、感覚運動遊びなどを通して、集団生活に必要な習慣等を身につけられるように支援します。
ひまわり (水)	認知発達を促す保育環境を設定し、座って話を聞く姿勢等が保てるように体幹を鍛えたり、遊びを通してできることを増やせるように支援します。
さくら (木)	身体機能に課題のある子ども(歩行可能)を対象に、感覚運動遊びなどを通して、周囲の人との関わりを深め、活動の流れが理解できるように支援します。
すみれ (金)	身体機能に課題がある子ども(未歩行)を対象に、全身運動を主とした感覚遊びなどを通して、個々の力に応じた表現等ができるように支援します。

(2)親子教室(まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園)

小学校就学前の発達が気になる子どもと保護者を対象に、子どもの遊びの場・保護者同士の交流の場をつくるとともに、保育士等による子育て相談を行い、幼稚園・保育所等や児童発達支援センター・事業所等の利用につなげています。

※各学園の対象区域は児童発達支援センター利用の場合と同じ

実施場所	名称	内容
まるやま学園 (総合療育センター)	わくわくクラブ すいかグループ	※「わくわく」は知的・発達障害児、「すいか」は肢体不自由児が対象 ・「わくわく」は毎週(火)14:30～15:30に実施 ・「すいか」は週1回11:00～11:50に実施(曜日は別途決定)
ひまわり学園 (東部療育センター)	すくすくキッズ	・(月)～(金)の9:15～11:00に、曜日ごとに各7名程度のグループで実施 (いずれかの曜日に参加) ・水曜日は肢体不自由児を対象としたグループで実施
のぼら学園 (西部療育センター)	のびのびクラブ	・(月)～(金)の9:15～11:00に、曜日ごとに各7名程度のグループで実施 (いずれかの曜日に参加) ・木曜日は肢体不自由児を対象としたグループで実施

6. 視覚障害児支援教室

総合療育センターにおいては、弱視や全盲その他視覚に障害のある小学校就学前の乳幼児と保護者に対して、専門の相談員等が、子どもの見えにくさに応じた発達相談や、視覚機能の発達を促すための支援を行うために、通所による支援教室を実施しています。

支援にあたっては、視覚刺激の認知ができない子ども等に対しては、明るい部屋や暗い部屋での光遊び等をおして視覚刺激による全身への働きかけを行ったり、将来的に文字による学習が難しいと思われる子どもに対しては、点字の初期訓練としての手指の感覚訓練を行うなど、それぞれの子どもの状況に応じた支援内容とするとともに、子どもの発達や子育て、就園・就学などに関する保護者からの相談に対する助言等も行っています。

また、他の療育センターにおいて支援が必要な場合は、出張による支援も行います。

Ⅱ. 平成 30 年度 実績報告

[1] 総合療育センター

1. 診療所

(1) 診察件数

	小児神経科		小児整形外科		整形外科		耳鼻咽喉科	
	初診	再診	初診	再診	初診	再診	初診	再診
平成 28 年度	774	12,973	11	253	11	83	2	130
平成 29 年度	764	11,884	13	314	0	91	1	105
平成 30 年度	682	9,986	30	324	5	93	0	94

(2) 心理検査件数

	新版K式発達 検査 2001	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV WISC-III	その他	合計
平成 28 年度	609	17	27	78	731
平成 29 年度	687	16	22	129	854
平成 30 年度	528	14	35	79	656

(3) 医学的検査件数

	脳波検査	ABR (聴性脳幹反応)	合計
平成 28 年度	47	5	52
平成 29 年度	42	12	54
平成 30 年度	39	14	53

(4) セラピー件数

	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児自立 支援
平成 28 年度	4,266	4,251	3,926	
平成 29 年度	4,130	3,902	3,367	
平成 30 年度	3,061	3,303	2,380	397

(5) 相談処理件数

	件数
平成 28 年度	1,478
平成 29 年度	1,492
平成 30 年度	1,212

(6)新規患者の状況(平成 30 年度)

①年齢構成

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳 以上	合計
人数	59	57	63	58	31	24	9	7	2	2	8	320

②居住区

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
人数	35	17	31	33	52	41	72	25	14	320

③性別

	男	女	合計
人数	225	95	320

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	63
自閉スペクトラム障害	104
注意欠如・多動症	30
言語聴覚障害	35
脳性麻痺	38
後遺症	2
染色体・遺伝子異常	21
運動発達遅滞・運動調節障害	11
神経筋疾患	4
中枢神経疾患	5
その他	7
合計	320

2. グループ療育

(1)実施状況(平成 30 年度)

		チューリップ	たんぽぽ	ひまわり	さくら	すみれ	合計
前期	実施回数	18	18	18	0	18	72
	参加児童数	5	6	7	0	6	24
後期	実施回数	18	18	18	18	18	90
	参加児童数	7	8	7	5	10	37

(2)参加児童の年齢構成(平成 30 年度)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人数	3	20	15	1	0	0	39

3. 視力障害児支援教室

(1)実施状況(平成 30 年度)

	実施回数	支援延べ人数		
		男	女	合計
総数	110	69	61	130
(再掲)他の療育センターへの出張支援	21	11	0	11

(2)支援対象児童の年齢構成(平成 31 年 3 月末)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人数	5	0	3	6	4	13	31

4. 障害児相談支援事業

[障害児支援利用計画件数]

	本計画作成	モニタリング
平成 28 年度	142	211
平成 29 年度	150	200
平成 30 年度	112	158

5. まるやま学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(平成 31 年 3 月 1 日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス						肢体不自由児クラス				難聴児クラス		
	きりん	ぞう	ぱんだ	うさぎ	りす	くま	もも・いちい	めろん	ばなな	みかん・ぶどう	ぺんぎん	あひる	ひよこ
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5
2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
3歳児	2	0	2	7	3	2	2	1	2	0	0	2	0
4歳児	4	4	5	2	4	4	8	3	3	0	2	0	0
5歳児	3	4	2	0	2	2	2	1	0	0	5	0	0
合計	9	8	9	9	9	8	12	5	5	10	7	2	10
	52						32				19		
	103												

②居住区

クラス別	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
知的・発達	0	0	6	5	15	7	19	0	0	52
肢体	2	2	3	6	4	3	7	0	5	32
難聴	3	2	4	5	4	0	0	1	0	19
合計	5	4	13	16	23	10	26	1	5	103

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	43	9	52
肢体	14	18	32
難聴	9	10	19
合計	66	37	103

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	3	17	11	21	52
肢体	18	2	2	10	32
難聴	0	0	0	19	19
合計	21	19	13	50	103

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	なし	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	0	52	52
肢体	27	1	0	0	0	0	4	32
難聴	0	2	4	0	0	10	3	19
合計	27	3	4	0	0	10	59	103

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	3	22	27	52
肢体	24	8	0	32
難聴	0	10	9	19
合計	27	40	36	103

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	4	31	17	52
肢体	24	8	0	32
難聴	0	10	9	19
合計	28	49	26	103

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	10	12	30	52
肢体	29	3	0	32
難聴	0	10	9	19
合計	39	25	39	103

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	0	11	13	6	22	52
肢体	3	22	5	0	2	32
難聴	4	0	1	3	11	19
合計	7	33	19	9	35	103

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	52	52
肢体	8	15	3	3	0	3	32
難聴	0	0	0	0	0	19	19
合計	8	15	3	3	0	74	103

⑦医療的ケアの要否 ※複数のケアに該当する児童あり

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与	導尿
			胃ろう	鼻注			
知的・発達	52	0	0	0	0	0	0
肢体	22	2	7	2	7	4	0
難聴	19	0	0	0	0	0	0
合計	93	2	7	2	7	4	0

(2)卒園児童の進路(平成 30 年度)

クラス別	就学(5歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	5	8	0	7	2	3	25
肢体	3	0	0	0	1	2	6
難聴	0	2 (うち難聴学級 1)	3	1	1	0	7
合計	8	10	3	8	4	5	38

(3)主な行事の実施状況(平成 30 年度) ※()内は対象クラス(記載がないものは共通)

年月日	内 容
平成 30 年 4 月 5 日	はじまりの日
5 月 14 日～6 月 29 日	家庭訪問(知的・発達)
5 月 14 日	春の遠足(難聴)
6 月 7 日～29 日	親子であそぼう(知的・発達)
6 月 24 日	運動会(難聴)
7 月 3 日	夏祭り
8 月 1 日・2 日	公開療育 ※総合療育センター(全体)公開療育は8月23日
9 月 8 日	家族参観(難聴)
10 月 1 日・15 日	秋の遠足(肢体)・(難聴)
10 月 14 日	まるやまフェスティバル(運動会)(知的・発達、肢体)
11 月 5 日・12 日	バス散歩(肢体)
11 月 9 日	秋の遠足(知的・発達)
11 月 11 日	日曜勉強会(難聴)
12 月 8 日	保護者参観(知的・発達)
12 月 17～21 日	クリスマス会・クリスマスウィーク
平成 31 年 2 月 7 日～26 日	親子であそぼう(知的・発達)
3 月 20 日	お別れ会・卒園式

(4)保育所等訪問支援の実施状況(平成 30 年度)

クラス別	在園児		卒園児		合計	
	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数
知的・発達	0	0	2	5	2	5
肢体	7	19	0	0	7	19
難聴	2	8	4	19	6	27
合計	9	27	6	24	15	51

6. あけぼの学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター・放課後等デイサービス利用契約児童)の状況(平成31年3月1日現在)

①年齢・性別

	児童発達支援			放課後等デイサービス			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
15 歳児	7	0	7	0	0	0	7	0	7
16 歳児	9	0	9	0	0	0	9	0	9
17 歳児	1	1	2	13	1	14	14	2	16
合計	17	1	18	13	1	14	30	2	32

②居住区

東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
0	3	6	3	2	3	4	3	8	32

③障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

A	B1	B2	なし	合計
1	3	28	0	32

(ii)身体障害者手帳

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	なし	合計
0	0	0	1	0	0	31	32

(2)卒園児童の進路(平成 30 年度)

就職	就労移行支援 事業所	就労継続支援事業所		自立訓練	その他	合計
		A型	B型			
4	6	0	3	1	2	16

(3)主な行事の実施状況(平成 30 年度)

年月日	内 容
平成 30 年 4 月 4 日	入園式
5 月 20 日	陸上競技大会
7 月 1 日	日曜参観(進路説明会)
8 月 30 日～31 日	社会見学旅行(岡山、倉敷方面)
9 月 15 日	フットサル大会
10 月 26 日	秋の特別歩行訓練
11 月 11 日	学園祭
11 月 15 日	企業見学会
11 月 24 日	ロードレース大会
12 月 5 日・19 日	調理実習
平成 31 年 1 月 19 日	ふれあいステージ
1 月 30 日	地域交流会
3 月 17 日	ひっぱリーグ
3 月 24 日	卒園式

7. 実習生・ボランティアの受入れ(平成 30 年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
相談・診療 部門	神戸大学	医学部5年次 臨床実習	平成 30 年 4 月 9 日 ～12 月 6 日	8 日間	8 人
		医学部3年次 公衆衛生実習	平成 30 年 7 月 12 日	1 日間	2 人
			平成 30 年 7 月 19 日	1 日間	2 人
	大阪府立大学	保育実習	平成 30 年 9 月 3 日 ～9 月 14 日	10 日間	2 人
まるやま学園	神戸市	すこやか保育研修 (通園施設実習)	平成 30 年 5 月 9 日 ～5 月 11 日	3 日間	5 人
			平成 30 年 5 月 16 日 ～5 月 18 日	3 日間	3 人
	夙川学院大学	保育実習	平成 30 年 6 月 18 日 ～6 月 29 日	10 日間	2 人
	看護大学	看護実習	平成 30 年 7 月 10 日	1 日間	2 人
			平成 30 年 7 月 11 日	1 日間	2 人
	西神看護専門学校	看護実習	平成 30 年 7 月 18 日	1 日間	3 人
			平成 30 年 7 月 23 日	1 日間	3 人
	甲南女子大学	保育実習	平成 30 年 7 月 24 日 ～8 月 6 日	10 日間	2 人
		保育実習	平成 30 年 8 月 20 日 ～8 月 31 日	10 日間	3 人
	武庫川女子大学	保育実習	平成 30 年 8 月 20 日 ～8 月 31 日	10 日間	2 人
	神戸海星女子学院 大学	保育実習	平成 30 年 9 月 3 日 ～9 月 14 日	10 日間	2 人
	神戸親和女子大学	保育実習	平成 30 年 9 月 3 日 ～9 月 14 日	10 日間	2 人
	神戸親和女子大学	保育実習	平成 30 年 10 月 9 日 ～10 月 22 日	10 日間	1 人
		保育実習	平成 30 年 10 月 16 日 ～10 月 29 日	10 日間	2 人
	兵庫歯科衛生士 学院	現場実習	平成 30 年 11 月 1 日～ 11 月 14 日	10 日間	4 人
	関西国際大学	介護等体験実習	平成 30 年 11 月 12 日 ～11 月 16 日	5 日間	1 人
武庫川女子大学	介護等体験実習	平成 30 年 12 月 3 日 ～12 月 7 日	5 日間	1 人	

	武庫川女子大学 短期学部	保育実習	平成 31 年 2 月 7 日 ～2 月 21 日	10 日間	2 人
	園田女子短期大学	保育実習	平成 31 年 2 月 12 日 ～2 月 25 日	10 日間	1 人
		保育実習	平成 31 年 3 月 4 日 ～3 月 15 日	10 日間	3 人
あけぼの学園	市内各中学校	中学3年生体験実習	平成 30 年 7 月～12 月	3 日間	9 人
	神戸親和女子大学	保育実習	平成 30 年 9 月 3 日 ～9 月 14 日	10 日間	1 人
		保育実習	平成 30 年 10 月 15 日 ～10 月 26 日	10 日間	2 人
	神戸学院大学	社会福祉士実習	平成 30 年 8 月 27 日	1 日間	2 人
	兵庫歯科学院専門 門学校	巡回臨床実習	平成 30 年 11 月 16 日 ～11 月 30 日	10 日間	2 人

(2)ボランティアの支援(受入)状況

部門	活動内容	活動日・期間	人数
まるやま学園	散歩	毎週火・水曜日(のべ 47 回)	17 人
	まるやまフェスティバル(運動会)	平成 30 年 10 月 14 日	23 人

[2] 東部療育センター

1. 診療所

(1)診察件数

	小児科		小児整形外科	
	初診	再診	初診	再診
平成 30 年度	360	3,434	0	70

(2)心理検査件数

	新版K式発達検査 2001	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV	合計
平成 30 年度	159	4	22	185

(3)セラピー件数

	理学療法 (PT)	作業療法(OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児 自立支援
平成 30 年度	1,020	1,723	704	259

(4)相談処理件数

	件数
平成 30 年度	1,055

(5)新規患者の状況(平成 30 年度)

①年齢構成

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳 以上	合計
人数	7	25	64	92	71	48	19	14	3	6	11	360

②居住区

	東灘区	灘区	中央区	合計
人数	243	116	1	360

③性別

	男	女	合計
人数	271	89	360

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	75
自閉スペクトラム障害	187
言語聴覚障害	5
脳性麻痺	57
染色体・遺伝子異常	14
運動発達遅滞・運動調節障害	9
神経筋疾患	5
中枢神経疾患	2
その他	6
合 計	360

2. 障害児相談支援事業

[障害児支援利用計画件数]

	本計画作成	モニタリング
平成 30 年度	31	19

3. ひまわり学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(平成 31 年 3 月 1 日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス			肢体不自由児クラス	
	きりん	うさぎ	ぞう	りす	ぱんだ
0 歳児	0	0	0	0	0
1 歳児	0	0	0	1	0
2 歳児	0	0	0	7	0
3 歳児	4	4	9	0	1
4 歳児	4	4	2	0	4
5 歳児	3	3	0	0	2
合計	11	11	11	8	7
	33			15	
	48				

②居住区

クラス別	東灘区	灘区	中央区	合計
知的・発達	18	12	3	33
肢体	8	7	0	15
合計	26	19	3	48

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	27	6	33
肢体	9	6	15
合計	36	12	48

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	3	5	8	17	33
肢体	10	0	3	2	15
合計	13	5	11	19	48

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	なし	合計
知的・発達	2	0	0	0	0	0	31	33
肢体	11	3	0	0	0	0	1	15
合計	13	3	0	0	0	0	32	48

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	1	11	21	33
肢体	9	6	0	15
合計	10	17	21	48

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	0	28	5	33
肢体	8	7	0	15
合計	8	35	5	48

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	1	17	15	33
肢体	9	6	0	15
合計	10	23	15	48

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	0	7	8	6	12	33
肢体	5	6	3	0	1	15
合計	5	13	11	6	13	48

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	33	33
肢体	7	0	1	1	1	5	15
合計	7	0	1	1	1	38	48

⑦医療的ケアの要否 ※複数のケアに該当する児童あり

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与	導尿
			胃ろう	鼻注			
知的・発達	32	0	1	0	0	1	0
肢体	6	0	4	5	8	4	2
合計	38	0	5	5	8	5	2

(2)卒園児童の進路(平成 30 年度)

クラス別	就学(5歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	1	5	0	14	0	0	20
肢体	1	1	0	0	0	2	4
合計	2	6	0	14	0	2	24

(3)主な行事の実施状況(平成 30 年度)

年月日	内容
平成 30 年 4 月 12 日	はじまりの会
4 月 23 日～5 月 31 日	家庭訪問
6 月 1 日～30 日	父親参観月間
7 月 6 日	七夕
8 月 11 日	なつまつり
8 月 24 日	公開療育 ※10 月 5 日、3 月 1 日にも実施
9 月 6 日	感覚遊び(こべっこランド) ※1 月 24 日にも実施
10 月 20 日	運動会
10 月 31 日	秋の遠足
11 月 1 日～30 日	母親参観月間
12 月 14 日	クリスマス会
12 月 21 日	もちつき
平成 31 年 2 月 1 日	節分
3 月 1 日	ひなまつり
3 月 20 日	卒園式

(4)保育所等訪問支援の実施状況(平成 30 年度)

クラス別	在園児		卒園児		合計	
	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数
知的・発達	0	0	1	3	1	3
肢体	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	3	1	3

(5)親子教室の実施状況(平成 30 年度)

	月	火	水	木	金	合計
実施回数	14	39	39	38	28	158
参加児童数	8	10	9	9	8	44

4. 実習生・ボランティアの受入れ(平成 30 年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
ひまわり学園	神戸女子大学	相談援助実習	平成 30 年 10 月 16 日～ 10 月 31 日	10 日間	1人

(2)ボランティアの支援(受入)状況

部門	活動内容	活動日・期間	人数
ひまわり学園	散歩	毎週水曜日	11 人
	なつまつり	平成 30 年 8 月 11 日	2 人

[3] 西部療育センター

1. 診療所

(1)診察件数

	小児科		小児整形外科	
	初診	再診	初診	再診
平成 28 年度	213	8,028	0	140
平成 29 年度	289	8,568	0	214
平成 30 年度	243	9,620	0	224

(2)心理検査件数

	新版K式発達 検査 2001	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV	合計
平成 28 年度	142	13		155
平成 29 年度	251	21	30	302
平成 30 年度	330	21	86	437

(3)セラピー件数

	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児自立 支援
平成 28 年度	1,905	3,269	1,955	766
平成 29 年度	2,120	3,403	1,856	808
平成 30 年度	2,352	3,484	1,951	1,021

(4)相談処理件数

	件数
平成 28 年度	1,205
平成 29 年度	1,748
平成 30 年度	1,289

(5)新規患者の状況(平成 30 年度)

①年齢構成

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳 以上	合計
人数	1	9	24	52	60	37	34	15	10	2	2	246

②居住区

	須磨区	垂水区	西区	合計
人数	0	148	98	246

③性別

	男	女	合計
人数	188	58	246

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	54
自閉スペクトラム障害	95
注意欠如・多動症	7
言語聴覚障害	43
脳性麻痺	10
後遺症	2
染色体・遺伝子異常	6
運動発達遅滞・運動調節障害	23
中枢神経疾患	2
その他	4
合 計	246

2. 障害児相談支援事業

[障害児支援利用計画件数]

	本計画作成	モニタリング
平成 28 年度	70	144
平成 29 年度	78	121
平成 30 年度	89	123

3. のばら学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(平成 31 年 3 月 1 日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス						肢体不自由児 クラス	
	すみれ	ちゅうりっぷ ぶ	さくら	こすもす	たんぽぽ	なのはな	すずらん	つくし
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0	0	0	1
2歳児	0	0	0	0	0	0	0	4
3歳児	2	4	4	4	3	4	0	0
4歳児	6	5	4	4	5	4	7	0
5歳児	3	2	2	3	3	3	6	0
合計	11	11	10	11	11	11	13	5
	65						18	
	83							

②居住区

クラス別	垂水区	西区	その他	合計
知的・発達	28	36	1	65
肢体	10	7	1	18
合計	38	43	2	83

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	51	14	65
肢体	14	4	18
合計	65	18	83

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	14	19	21	11	65
肢体	13	0	1	4	18
合計	27	19	22	15	83

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	なし	合計
知的・発達	0	0	0	1	0	0	64	65
肢体	15	1	0	0	0	1	1	18
合計	15	1	0	1	0	1	65	83

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	2	21	42	65
肢体	17	1	0	18
合計	19	22	42	83

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	4	36	25	65
肢体	18	0	0	18
合計	22	36	25	83

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	10	35	20	65
肢体	18	0	0	18
合計	28	35	20	83

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	0	20	11	11	23	65
肢体	8	8	2	0	0	18
合計	8	28	13	11	23	83

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	65	65
肢体	10	3	1	1	2	1	18
合計	10	3	1	1	2	66	83

⑦医療的ケアの要否

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与
			胃ろう	鼻注		
知的・発達	65	0	0	0	0	0
肢体	13	0	2	3	3	0
合計	78	0	2	3	3	0

(2)卒園児童の進路(平成 30 年度)

クラス別	就学(5歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	8	8	0	9	0	1	26
肢体	5	1	0	0	0	1	7
合計	13	9	0	9	0	2	33

(3)主な行事の実施状況(平成 30 年度) ※()内は対象となるクラス(記載がないものは共通)

年月日	内容
平成 30 年 4 月 5 日	はじまりの会(知的・発達)
4 月 20 日～5 月 18 日	家庭訪問
5 月 16 日	バス散歩(肢体)
6 月 3 日	日曜参観
7 月 21 日	卒園・在園親子のつどい(知的・発達)
8 月 24 日	公開療育(※警報発令により中止)
10 月 13 日	運動会
10 月 26 日	しあわせの村遠足(知的・発達)
11 月 2 日	しあわせの村遠足(肢体)
11 月 13 日	バス散歩(肢体)
11 月 7,14,21 日	こべっこランドであそぼう(知的・発達)
11 月 20 日	進路連絡会
平成 31 年 1 月 20 日	日曜参観
3 月 20 日	卒園式

(4)親子教室の実施状況(平成 30 年度)

	月	火	水	木	金	合計
実施回数	36	39	40	42	36	193
参加児童数	9	11	8	5	10	43

4. 実習生・ボランティアの受入れ(平成 30 年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
のぼら学園	神戸市	すこやか保育研修 (通園施設実習)	平成 30 年 5 月 9 日 ～5 月 11 日	3 日間	3 人
			平成 30 年 5 月 16 日 ～5 月 18 日	3 日間	2 人
	同志社女子大学	介護等体験	平成 30 年 6 月 11 日 ～6 月 15 日	10 日間	1 人
	神戸親和女子大学	保育実習	平成 30 年 10 月 22 日 ～11 月 2 日	10 日間	2 人
	太山寺中学校	トライやるウィーク	平成 30 年 11 月 5 日 ～11 月 9 日	5 日間	2 人

(2)ボランティアの支援(受入)状況

部門	活動内容	活動日・期間	人数
のぼら学園	散歩ボランティア	毎週(水)(木)	登録数 37 人 のべ 520 人
	運動会	平成 30 年 10 月 13 日	25 人
	クリスマス会	平成 30 年 12 月 21 日	2 人

Ⅲ. 参 考 资 料

[1]神戸市療育センター条例

○神戸市療育センター条例

平成 27 年 3 月 31 日

条例第 43 号

神戸市総合療育センター条例(平成 11 年 1 月条例第 34 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 精神又は身体に障害のある児童及びその疑いのある児童(以下「児童」という。)又はその保護者に対し、相談、指導、検査及び医療の提供並びに療育訓練を行うことにより、障害の早期発見及びその軽減を図り、児童の福祉の向上を図るため、神戸市療育センター(以下「療育センター」という。)を設置する。

(設置)

第 2 条 療育センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
神戸市東部療育センター	神戸市東灘区本山南町 8 丁目 3 番 4 号
神戸市総合療育センター	神戸市長田区丸山町 2 丁目 3 番 50 号
神戸市西部療育センター	神戸市垂水区高丸 8 丁目 11 番 14 号

(事業)

第 3 条 療育センターにおいては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に係る相談に関する事。
- (2) 児童の医学的検査及び判定並びに心理学的判定に関する事。
- (3) 児童の機能回復訓練に関する事。
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業に関する事。
- (5) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するため市長が必要であると認める事業

(施設)

第 4 条 神戸市東部療育センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所(以下「診療所」という。)
- (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立ひまわり学園
- (3) 駐車場

2 神戸市総合療育センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 診療所
- (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立まるやま学園

- (3) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立あけぼの学園
 - (4) 体育室
 - (5) 駐車場
 - (6) ホールその他の便益施設
- 3 神戸市西部療育センターに次に掲げる施設を置く。
- (1) 診療所
 - (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立のばら学園
 - (3) 駐車場

(療育センターを利用することができる者)

第 5 条 療育センター(神戸市立ひまわり学園, 神戸市立まるやま学園, 神戸市立あけぼの学園及び神戸市立のばら学園(以下「児童発達支援センター」という。))を除く。)を利用することができる者は, 次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に居住する児童
 - (2) 前号に掲げる児童の保護者その他市長が利用を認めた者
- 2 児童発達支援センターを利用することができる者は, 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る障害児及び法第 21 条の 6 の規定に基づき行うやむを得ない事由による措置(障害児通所支援に係るものに限る。)に係る障害児とする。

(使用料又は手数料)

第 6 条 診療所において, 診療, 検査又は機能回復訓練(以下この条において「診療等」という。)を受けようとする者は, 別表の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額の使用料又は手数料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)その他の法令の規定に基づき診療等を受ける者に係る使用料又は手数料については, 当該法令の定めるところによる。
- 3 前 2 項の場合において, 当該使用料又は手数料の額に 10 円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 児童発達支援センターを利用する者は, 次に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- (1) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する当該指定通所支援に要した費用に相当する額(同項の規定による障害児通所給付費その他市の給付費の支給がある場合にあっては, それらの支給額を控除した額)
 - (2) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用のうち市長が必要があると認めるものの額

(使用料等の減免)

第 7 条 市長は, 規則で定める特別の理由があるときは, 規則で定めるところにより, 前条に規定する使用料又は手数料を減額し, 又は免除することができる。

(利用の制限等)

第 8 条 市長は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 療育センターへの入館を拒絶し, 療育センターの利用を制限し, 又は療育センターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設又はその附属施設(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (5) 療育センターの管理上支障がある行為を行い、又は行うおそれがある者

(損害の賠償等)

第 9 条 療育センター内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした改正前の神戸市総合療育センター条例の規定による処分、手続その他の行為は、改正後の神戸市療育センター条例(以下「新条例」という。)の適用については、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

(準備行為)

第 3 条 市長は、この条例の施行の前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 54 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

種別	額
診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第 1 医科診療報酬点数表に掲げる診療行為の使用料又は手数料	診療報酬の算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表により算定した額
診断書又は証明書の交付に係る手数料	1 通につき 1,500 円の範囲内において規則で定める額
その他の使用料又は手数料	市長がその都度定める額

[2]神戸市療育センター条例施行規則

○神戸市療育センター条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 62 号

神戸市総合療育センター条例施行規則(平成 11 年 3 月規則第 84 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市療育センター条例(平成 27 年 3 月条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療所の診療科目)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号に規定する診療所の診療科目は、次に掲げるもの(条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に掲げる診療所にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。)とする。

- (1) 小児科
- (2) 整形外科
- (3) 耳鼻咽喉科
- (4) 精神科

(児童発達支援センターの定員)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する児童発達支援センター(以下「児童発達支援センター」という。)の定員は、次の表のとおりとする。

名称	定員
神戸市立ひまわり学園	42 人
神戸市立まるやま学園	92 人
神戸市立あけぼの学園	40 人
神戸市立のぼら学園	72 人

(給食の実施)

第 4 条 市長は、児童発達支援センターに通園している児童に対し、給食を実施するものとする。

(手数料)

第 5 条 条例別表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる診断書又は証明書の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特殊診断書 1,500 円
- (2) 死亡診断書 1,000 円
- (3) 普通診断書 500 円
- (4) 証明書 300 円

(使用料等の減免)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。免除(手数料に限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。市長がその都度定める額の減額又は免除

2 条例第7条の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、様式による使用料・手数料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第7条 神戸市療育センター(以下この条において「センター」という。)の使用時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 神戸市療育センター(条例第4条第2項第4号に掲げる施設を除く。以下この条において「センター」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第4号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第59号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式(第6条関係)

様式(第6条関係)

使用料・手数料減免申請書

年 月 日

神戸市長 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ㊟

使用料 減額
次のとおり 手数料 を 免除 くださるよう申請します。

使用料又は手数料の別	使用料又は手数料の額	備 考
	円	

減額又は免除を受けようとする理由

神戸市療育センター
令和元年度 事業概要(平成 30 年度実績報告)

令和元年9月発行

神戸市こども家庭局こども育成部家庭支援課

電話 078-322-6846

FAX 078-322-6119

所在地 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

療育センターホームページ(URL)

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/ryouiku.html>



KOBE
子育て応援団
いいね！神戸で子育て